

学校再開要領

県立阪神昆陽特別支援学校では、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業後の学校再開に当たり、6月1日～14日の間については、県教育委員会からの通知等に基づき、次のとおり「学校再開要領」を定めて対応します。

1 基本方針

学校における新型コロナウイルスの感染及びその拡大の危険性を可能な限り低減するため、次の3点を重視して、段階を踏みながら実施可能な教育活動を再開します。

(1) 濃厚接触状況の回避

濃厚接触と判断される状況（手で触れることのできる距離（目安として1m）で、マスク着用等の必要な感染予防策をせずに15分以上接触するような状況）とならないようにします。

(2) 3つの「密」の排除

集団感染の危険性が高まる次の3つの条件がそろわないようにします。

- ア 換気の悪い密閉空間
- イ 多数が集まる密集場所
- ウ 間近で会話や発生をする密接場面

(3) 差別や偏見の根絶

感染症に関する適切な知識を基に、感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別を断じて許しません。

2 家庭との連携

(1) 欠席の判断

毎朝の検温や風邪症状等の確認を行うとともに、次の場合に当てはまる生徒は登校を見合わせ、学校へ連絡してください。なお、感染が疑われる症状がある時は、かかりつけ医や保健所等へ相談願います。

- ア 発熱や風邪症状、だるさ、息苦しさ等の症状がある場合
- イ 感染の不安・心配等を理由に登校できない場合

(2) マスクの着用

登校する際、生徒はできるかぎりマスクを着用してください。なお、手作りのマスクでも結構です（色柄、素材、形状等不問）。

3 登校する日、授業等について

(1) 6月1日（月）から8日（月）

1学年ごとの分散登校とし、朝の通勤通学ラッシュを避け2限から4限までの午前中授業とします。登校する日や時間等詳細については、別途配布する案内をご覧ください。

(2) 6月9日（火）から12日（金）

2学年ごとの分散登校とし、朝の通勤通学ラッシュを避け2限から4限までの午前中授業とします。登校する日や時間等詳細については、別途配布する案内をご覧ください。

(3) 一般の留意事項

ア 座席配置

生徒の間隔を可能な限り2m（最低1m）確保します。

イ 換気

気候上可能な限り常時2方向の窓を同時に開けて換気します。

冷房使用時等、常時の換気が困難な場合は、休憩時間の間、窓を全開します。

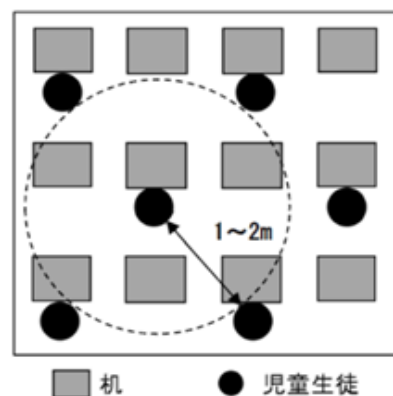
ウ 集団活動

生徒が長時間、近距離で対面するグループワークや一斉に大声を出す活動等は実施しません。

エ 教員の対策

授業を行う教員は、原則としてマスクを着用します。

図：身体的距離を確保した座席配置のイメージ



(4) 特定教科での留意事項

ア 体 育（農園芸もこれに準ずる）

(ア) 生徒はマスクを着用せず、互いの距離を2m以上確保するとともに、不必要な会話や発声を行わないよう指導します。

生徒がマスクの着用を希望する場合は、着用させるとともに軽度な運動や休憩をするよう指導します。

(イ) 熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で活動します。

雨天時等、体育館等を使用する場合は、ドアや窓を開けて換気するとともに激しい運動を行わないよう指導します。

イ 理 科

生徒同士が近距離で活動する実験や観察は実施しません。

ウ 音 楽

室内で生徒が近距離で行う合唱やリコーダー等の管楽器演奏は実施しません。

エ 美 術

生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動は実施しません。

オ 家 庭 （食品加工もこれに準ずる）

生徒同士が近距離で活動する調理実習は実施しません。

4 部活動等

(1) 活動場所

校内のみとします。

(2) 活 動 日

月～金は2日以内、土・日は1日以内とすることを原則とし、各顧問より活動日時を個別に連絡します。ただし、6月5日までの平日については、活動はありません。

(3) 活動時間

90分以内とします。

(4) 留意事項

ア 対外試合、合同練習、合宿等は禁止します。

イ 登校日ではない日に、部活動だけのために登校し参加することは禁止します。

ウ 実際の活動については、上述した3(4)「特定教科での留意事項」に準じて実施します。

エ 教員が活動状況を確認し、生徒の健康・安全確保が困難であると判断した場合は活動を中止します。

オ 部室等の利用については、短時間とし、多くの生徒が一斉に入室したりしないよう指導します。

5 その他の学校生活

(1) 健康確認

家庭で検温や風邪症状の確認ができなかった生徒や授業中に体調不良を訴えた生徒等については、保健室等の別室で検温及び健康観察等を行います。

発熱や風邪症状が見られた場合は、保護者に連絡するとともに自宅で休養するよう指導します。その場合は、「出席停止」として取り扱い、「欠席」としません。

(2) 手 洗 い

外から教室等に入る時やトイレの後、昼食の前後等、こまめに手を洗うよう指導します。手洗いは流水と石けん、消毒液で行います。

(3) 消 毒

教室やトイレ等で、多くの生徒が手を触れるドアノブ、手すり、スイッチ等について、随時消毒液を用いて清拭します。

(4) 集 会

全校集会は実施しません。学年集会を実施する場合は、生徒の間隔を可能な限り2 m（最低1 m）確保します。

6 感染が広がった場合の対応

(1) 生徒の感染等が判明した場合

ア 学校への連絡

次の場合に当てはまる生徒は登校を見合わせ、すみやかに学校へ連絡してください。その場合は、「出席停止」として取り扱い、「欠席」としません。

(ア) 感染が判明した場合

(イ) 感染の検査を受検した場合

(ウ) 濃厚接触者に特定された場合

イ 校内の消毒

保健所と連携し、感染が判明した生徒が活動した範囲の物品を消毒します。

ウ その他

教職員の感染等が判明した場合も、生徒に準じて取り扱います。

(2) 臨時休業の判断

ア 感染者が発生した場合の臨時休業

県教育委員会が保健所の調査や学校医の助言等を踏まえ、校内での感染状況から判断し、学級単位、学年単位又は学校全体での臨時休業を実施します。

イ 感染者が発生していない場合の臨時休業

県教育委員会が生徒や教職員の生活圏における感染状況から判断し、学校全体での臨時休業を実施します。

7 6月15日(月)以降の対応

(1) 教育活動の継続

6月15日(月)から26日(金)までは、2学年ごとの分散登校とし、朝の通勤通学ラッシュを避け2限から6限までの授業を予定しています。ただし、2週間後の生徒や教職員の生活圏における感染状況を踏まえ、県教育委員会等の指導に従い、学校として教育活動の継続について判断し、変更がある場合は改めてお知らせします。

(2) 夏季休業の短縮

学校再開後、臨時休業中に課した家庭学習の実施状況等を把握した上で、年間の指導計画等を踏まえ、夏季休業の短縮（10日～20日程度）について判断し、改めてお知らせいたします。